

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。 一・二（略） 三 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会 四 信用金庫及び信用金庫連合会 五 労働金庫及び労働金庫連合会 六 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第十九条第一項第三号及び第四十五条第一項において同じ。）及び農業協同組合連合会（同法第十条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第四十五条第一項において同じ。） 七 漁業協同組合及び水産加工業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号又は第九十二条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第九十二条第一項第三号及び第四十五条第一項において同じ。）並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（同法第八十	（定義） 第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。 一・二（略） 三 全国を地区とする中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会 四 全国を地区とする信用金庫連合会 五 全国を地区とする労働金庫連合会 （新設） （新設）

七条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行うものに限る。第四十五条第一項において同じ。） 2 この法律において「連合会等」とは、前項第三号から第七号までに掲げる者をいう。 3 この法律において「根拠法」とは、次に掲げる法律をいう。 一 六（略） 七 農業協同組合法 八 水産業協同組合法 4 この法律において「普通出資者」とは、農林中央金庫法第五条第一項（出資者）及び商工組合中央金庫法第七条第一項（出資者）に規定する出資者並びに連合会等の会員又は組合員をいう。 5・6（略） 7 この法律（第二十一条第二項を除く。）において「理事」とは、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の理事長（農林中央金庫法第十条第二項（副理事長）又は商工組合中央金庫法第二十五条第二項若しくは第三項（副理事長及び理事）の規定によりその職務を代理し、又はその職務を行う副理事長又は理事を含む。）並びに連合会等の理事をいう。 8（略） （発行事項の決定） 第五条 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その都度、発行しようとする優先出資について次に掲げる事項を定	2 この法律において「連合会」とは、前項第三号から第五号までに掲げる者をいう。 3 この法律において「根拠法」とは、次に掲げる法律をいう。 一 六（略） （新設） （新設） 4 この法律において「普通出資者」とは、農林中央金庫法第五条第一項（出資者）及び商工組合中央金庫法第七条第一項（出資者）に規定する出資者並びに連合会の会員をいう。 5・6（略） 7 この法律（第二十一条第二項を除く。）において「理事」とは、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の理事長（農林中央金庫法第十条第二項（副理事長）又は商工組合中央金庫法第二十五条第二項若しくは第三項（副理事長及び理事）の規定によりその職務を代理し、又はその職務を行う副理事長又は理事を含む。）並びに連合会の理事をいう。 8（略） （発行事項の決定） 第五条 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その都度、発行しようとする優先出資について次に掲げる事項を定
---	---

めて、行政庁の認可を受けなければならない。

一五（略）

25（略）

（優先出資引受権）

第六条（略）

2 協同組織金融機関は、前項の優先出資引受権を与えようとするときは、次に掲げる事項を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。

一三（略）

35（略）

（優先出資の発行についての商法の準用）

第十四条 商法第七十八条（払込取扱機関の変更）、第八十九条（払込取扱機関の証明）、第九十条（権利株の譲渡）、第二百八十条ノ十（株式発行の差止め）、第二百八十条ノ十一（不正な価額で株式を引き受けた者の責任）、第二百八十条ノ十二（新株引受けの無効又は取消しの制限）、第二百八十条ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は、優先出資の発行について準用する。この場合において、同法第七十八条中、「前条第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行若八信託会社」とあるのは、「優先出資法第九条第二項第十号二掲グル金融機関」と、「裁判所ノ許可」とあるのは、「行政庁ノ

めて、主務大臣の認可を受けなければならない。

一五（略）

25（略）

（優先出資引受権）

第六条（略）

2 協同組織金融機関は、前項の優先出資引受権を与えようとするときは、次に掲げる事項を定めて、主務大臣の認可を受けなければならない。

一三（略）

35（略）

（優先出資の発行についての商法の準用）

第十四条 商法第七十八条（払込取扱機関の変更）、第八十九条（払込取扱機関の証明）、第九十条（権利株の譲渡）、第二百八十条ノ十（株式発行の差止め）、第二百八十条ノ十一（不正な価額で株式を引き受けた者の責任）、第二百八十条ノ十二（新株引受けの無効又は取消しの制限）、第二百八十条ノ十三（取締役の引受担保責任）及び第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は、優先出資の発行について準用する。この場合において、同法第七十八条中、「前条第一項ノ払込ヲ取扱フ銀行若八信託会社」とあるのは、「優先出資法第九条第二項第十号二掲グル金融機関」と、「裁判所ノ許可」とあるのは、「主務大臣

認可」と、同法第百八十九条中「銀行又八信託会社」とあるのは、「金融機関」と、「発起人又八取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十条ノ十中「株主」とあるのは「普通出資者又八優先出資者」と、同法第二百八十条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同条第二項中「前項」とあるのは「普通出資者又八優先出資者ノ為ス前項」と、同法第二百八十条ノ十三中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十条ノ十五第二項中「株主、取締役」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

(優先出資の消却)

第十五条 (略)

2 協同組織金融機関は、優先出資の消却を行おうとするときは、行政の認可を受けなければならない。

3 5 (略)

(優先出資の分割)

第十六条 (略)

2 協同組織金融機関は、優先出資の分割を行おうとするときは、行政の認可を受けなければならない。

3 5 (略)

ノ認可」と、同法第百八十九条中「銀行又八信託会社」とあるのは「金融機関」と、「発起人又八取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十条ノ十中「株主」とあるのは「普通出資者又八優先出資者」と、同法第二百八十条ノ十一第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、同条第二項中「前項」とあるのは「普通出資者又八優先出資者ノ為ス前項」と、同法第二百八十条ノ十三中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十条ノ十五第二項中「株主、取締役」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

(優先出資の消却)

第十五条 (略)

2 協同組織金融機関は、優先出資の消却を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 5 (略)

(優先出資の分割)

第十六条 (略)

2 協同組織金融機関は、優先出資の分割を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 5 (略)

(優先出資者に対する剰余金の配当)

第十九条 優先出資者に対する剰余金の配当は、事業年度終了の日に
おける純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除し
て得た額をいう。以下この項において同じ。)から次に掲げる金額
を控除して得た額を限度として行うことができる。

一・二 (略)

三 根拠法に基づいて当該事業年度において積み立てなければなら
ない法定準備金の最低額(農業協同組合又は漁業協同組合若しく
は水産加工業協同組合にあつては、その額に農業協同組合法第五
十一条第四項(剰余金の繰越し)又は水産業協同組合法第五十五
条第四項(剰余金の繰越し)(同法第九十六条第三項において準
用する場合を含む。)の規定に基づいて当該事業年度において翌
事業年度に繰り越さなければならぬ繰越金の最低額を加えた額
)

四・五 (略)

2 } 8 (略)

9 前項の報告があつた場合において、優先出資者は、発行済優先出
資の総口数の十分の一以上を有する優先出資者の同意を得て、協同
組織金融機関の業務の運営又は財産の管理が法令若しくは定款に違
反し、又は著しく不当である旨を行政庁に対して申し出ることがで
きる。

10 行政庁は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由が

(優先出資者に対する剰余金の配当)

第十九条 優先出資者に対する剰余金の配当は、事業年度終了の日に
おける純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除し
て得た額をいう。以下この項において同じ。)から次に掲げる金額
を控除して得た額を限度として行うことができる。

一・二 (略)

三 根拠法に基づいて当該事業年度において積み立てなければなら
ない法定準備金の最低額

四・五 (略)

2 } 8 (略)

9 前項の報告があつた場合において、優先出資者は、発行済優先出
資の総口数の十分の一以上を有する優先出資者の同意を得て、協同
組織金融機関の業務の運営又は財産の管理が法令若しくは定款に違
反し、又は著しく不当である旨を主務大臣に対して申し出ることが
できる。

10 主務大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由

あると認めるときは、根拠法に基づき必要な措置を採るものとする。

11・12 (略)

(優先出資者のその他の権利)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる規定は、連合会等の優先出資者の当該各号に定める訴え又は請求について準用する。

一 五 (略)

(優先出資者総会の招集事由)

第三十一条 協同組織金融機関は、第五条第三項並びに第十九条第五項及び第八項に定める場合のほか、次に掲げる行為で全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合には、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならぬ。ただし、定款の定めるところに従って第二号に掲げる行為を行おうとするときは、この限りでない。

一 (略)

二 優先出資引受権の付与、優先出資の分割若しくは優先出資の消却又は農林中央金庫若しくは連合会等の合併による出資の割当てについて、優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこと。

三 (略)

があるとして認めるときは、根拠法に基づき必要な措置を採るものとする。

11・12 (略)

(優先出資者のその他の権利)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる規定は、連合会の優先出資者の当該各号に定める訴え又は請求について準用する。

一 五 (略)

(優先出資者総会の招集事由)

第三十一条 協同組織金融機関は、第五条第三項並びに第十九条第五項及び第八項に定める場合のほか、次に掲げる行為で全部又は一部の種類の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとする場合には、当該優先出資者による優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならぬ。ただし、定款の定めるところに従って第二号に掲げる行為を行おうとするときは、この限りでない。

一 (略)

二 優先出資引受権の付与、優先出資の分割若しくは優先出資の消却又は農林中央金庫若しくは連合会の合併による出資の割当てについて、優先出資の種類ごとに異なる取扱いを行うこと。

三 (略)

(優先出資者総会の招集)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 前項の請求があつた後遅滞なく優先出資者総会の招集の手続が行われないときは、その請求をした優先出資者は、行政庁の認可を受けて、その招集を行うことができる。その請求があつた日から六週間の日を会日とする優先出資者総会の招集の通知が発せられないときも、同様とする。

(理事の責任)

第三十六条 (略)

2 商法第二百六十六条第二項及び第三項(取締役の責任)の規定は連合会等の前項の理事の責任について、同条第五項の規定は協同組織金融機関の前項の理事の責任についてそれぞれ準用する。この場合において、同項中「総株主」とあるのは、「総普通出資者及総優先出資者」と読み替えるものとする。

(資本及び資本準備金)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、使用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けて、その全部又は一部を

(優先出資者総会の招集)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 前項の請求があつた後遅滞なく優先出資者総会の招集の手続が行われないときは、その請求をした優先出資者は、主務大臣の認可を受けて、その招集を行うことができる。その請求があつた日から六週間の日を会日とする優先出資者総会の招集の通知が発せられないときも、同様とする。

(理事の責任)

第三十六条 (略)

2 商法第二百六十六条第二項及び第三項(取締役の責任)の規定は連合会の前項の理事の責任について、同条第五項の規定は協同組織金融機関の前項の理事の責任についてそれぞれ準用する。この場合において、同項中「総株主」とあるのは、「総普通出資者及総優先出資者」と読み替えるものとする。

(資本及び資本準備金)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の認可を受けて、その全部又は一部

資本に組み入れる場合は、この限りでない。

5 (略)

(協同組織金融機関の資本の額等)

第三十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 協同組合による金融事業に関する法律第二条(出資の金額)及び第五条の六第一号(剰余金の配当) 出資の総額、出資の額及び出資金

四 (略)

五 労働金庫法第七条(出資の総額の最低限度)、第六十条第一項(法定準備金)及び第六十一条第一号(剰余金の配当) 出資の総額

六 農業協同組合法第五十一条第二項(準備金)及び第五十二条第一項第一号(剰余金の配当) 出資総額

七 水産業協同組合法第十一条の二第一項(出資の総額の最低限度)
(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項(準備金及び繰越金)(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百

を資本に組み入れる場合は、この限りでない。

5 (略)

(協同組織金融機関の資本の額等)

第三十八条 優先出資は、根拠法にいう出資ではない。

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一・二 (略)

三 協同組合による金融事業に関する法律第二条(出資の金額) 出資の総額、出資の額及び出資金

四 (略)

五 労働金庫法第七条(出資の総額の最低限度)及び第六十条第一項(法定準備金) 出資の総額

(新設)

(新設)

条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十六条第一項
第一号（剰余金の配当）（同法第九十二条第三項、第九十六条第
三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。） 出資の
総額及び出資総額

3 優先出資を発行している協同組織金融機関に対する次の各号に掲
げる法律の規定の適用については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備金を含むものとする。

一・二（略）

三 協同組合による金融事業に関する法律第五条の六（剰余金の配
当） 同条第二号及び第四号

四 信用金庫法第五十七条第一項（剰余金の配当） 同項第二号及
び第四号

五 労働金庫法第六十一条第一項（剰余金の配当） 同項第二号及
び第四号

六 農業協同組合法第五十二条第一項（剰余金の配当） 同項第二
号及び第五号

七 水産業協同組合法第五十六条第一項（剰余金の配当）（同法第
九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準
用する場合を含む。） 同法第五十六条第一項第二号及び第五号
（これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び
第百条第三項において準用する場合を含む。）

（届出事項）

3 優先出資を発行している協同組織金融機関に対する次の各号に掲
げる法律の規定の適用については、当該各号に定める規定に規定す
る準備金は、前条第三項に規定する資本準備金を含むものとする。

一・二（略）

（新設）

三 信用金庫法第五十七条第一項（剰余金の配当） 同項第二号及
び第四号

（新設）

（新設）

（新設）

（届出事項）

第四十二条 協同組織金融機関は、この法律の規定による行政庁の認可を受けた事項を実行したときは、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

(認可の条件)

第四十三条 行政庁は、この法律の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(主管行政庁)

第四十五条 この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合、漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は一の都道府県の区域の一部をその地区の全部とする農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会については都道府県知事、その他の協同組織金融機関については主務大臣とする。

2 この法律における主務大臣は、優先出資を発行する協同組織金融機関の根拠法に基づく主務大臣とする。

(権限の委任等)

第四十五条の二 (略)

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)(の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十二条 協同組織金融機関は、この法律の規定による主務大臣の認可を受けた事項を実行したときは、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(認可の条件)

第四十三条 主務大臣は、この法律の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(主務大臣)

第四十五条 この法律における主務大臣は、優先出資を発行する協同組織金融機関の根拠法に基づく主務大臣とする。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第四十五条の二 (略)

(新設)

3 第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限及びこの法律による農林水産大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、これを地方支分部局の長（金融監督庁長官に委任された権限にあつては、財務局長又は財務支局長）に委任することができる。 4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。	(新設)
5 この法律による農林水産大臣又は労働大臣の権限及び第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。	(新設)
(書類の経由) 第四十五条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により金融再生委員会又は金融監督庁長官及び労働大臣に提出する認可に関する申請書その他の書類で政令で定めるものの提出は、政令で定めるところにより、都道府県知事を経由して行わなければならない。	(新設)
(事務の区分) 第四十五条の四 この法律（第四十五条の二第五項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	(新設)

第五十四条 協同組織金融機関の役員、支配人、参事、名義書換代理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 一・二（略） 三 第五条第一項、第六条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第三十七条第四項ただし書若しくは第四十一条第五項の規定又は第十四条において準用する商法第百七十八条の規定により、<u>行政庁又は主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかつたとき。</u> 四、十八（略） 2（略）	第五十四条 協同組織金融機関の役員、支配人、参事、名義書換代理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。 一・二（略） 三 第五条第一項、第六条第二項、第十五条第二項、第十六条第二項、第三十七条第四項ただし書若しくは第四十一条第五項の規定又は第十四条において準用する商法第百七十八条の規定により、<u>主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかつたとき。</u> 四、十八（略） 2（略）
--	---